

第 3 6 回議会運営委員会記録

令和 6 年 1 1 月 8 日

【開催日】 令和6年11月8日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後3時19分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	森山喜久
委員	伊場勇	委員	大井淳一郎
委員	笹木慶之		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	山田伸幸	議員	吉永美子

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
議事係長	岡田靖仁	議事係書記	末岡直樹

【審査内容】

- 1 議会基本条例の検証について
- 2 議会運営に関する陳情書について
- 3 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の契約に関する要望書について
- 4 その他

午後1時30分 開会

宮本政志委員長 お疲れさまです。ただいまから、第36回議会運営委員会を開催いたします。本日、委員外議員として、山田議員、吉永議員が出席を希望されています。皆さんよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
それでは、山田議員、吉永議員、席にお着きください。

(山田伸幸議員、吉永美子議員 着席)

宮本政志委員長 それでは、本日の付議事項の1点目に入ります。議会基本条例の検証についてです。前回、前文から第4条まで進めてまいりましたが、私の不手際が少しございました。というのが、あくまで今は検証をしておりますが、条文の中身や逐条解説に關しての改正の話題に入ってしまった。内容の変更等は、改正のときに改めて議論していきたいと思ひます。本日は第5条「会議の公開」からになります。あくまでも検証を行うということで運営していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。それでは、第5条について、皆さん、御意見はございますか。

伊場勇委員 第5条については、本会議のほかに委員会等を原則公開するということで、その「等」には、現在、全員協議会が含まれるものでございます。地方自治法の改正等々がございました中で本条例中の「等」に含まれているものとしております。実際、会議の公開は積極的に行っていますので、この条例は条文どおり実施されているということで、変更はなしでいいと思ひます。

宮本政志委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですね。続きまして、第6条「自由討議の保障」です。第6条の検証について御意見等はございますか。

大井淳一郎委員 この条文につきましては、自由討議の保障について書かれています。自由討議については、それぞれの委員会で一定程度なされているところでございますが、自戒の念を込めて申しますが、自由討議のていをはしていないという問題点があると思ひます。というのは、結局、皆さんの意見表明に終始していて、議論がないと。お互いが意見を表明するだけではなくて、「あなたは今これを言いましたけど、この点はどう

うお考えですか」と聞いて、第3の案が出てくるのが討議なので、そういった理想の形にまだなりきれてないというのがあります。ですので、検証としては、達成度はまだ不十分であると考えております。

宮本政志委員長　今、大井委員から、まだ不十分であるという御意見がございました。そのほか、御意見はございますか。

伊場勇委員　大井委員がおっしゃるとおりでして、私自身も反省するところがあると思います。自由討議の運営についても、今後少し検討が必要かなと思いますし、議員各自の知識と意識をさらに向上させる必要があるかと思っています。この条例についてですが、第2項については、「議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長からの提出議案並びに直接請求による議案、請願及び陳情に関して審議し、又は審査し、結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めます。」というふうに「審議し」の後に「、審査し」を追加するべきだと思いますので、そちらの変更をしたほうがいいと思います。

宮本政志委員長　伊場委員、冒頭で言ったように、今は検証です。条文の内容については改正のときにお願いします。

吉永美子議員　自由討議の在り方については、もう皆さん共通だと思っています。やはり討議と言いながら、先ほど大井委員が言われましたように、自分の考えを表明する場になってきたことは事実でございます。この第6条については、本当にまだまだだと。要は、進捗状況はよくないと誰もが認めるんじゃないでしょうか。そして、このたび思ったんですけども、広報特別委員会で議会だよりの名前を「議論」とされましたので、まさにここに議論を尽くしてとありますが、議論という題名にしている以上は、やはり議論している状況を本当にきちっと出せるように議会が頑張らないといけないと改めて思っております。

山田伸幸議員　なぜ議論ができないのか、そういう議会になってしまっているのかというのは、やはりまだまだ議案や請願の中身にまで踏み込んでいないというか、調査不足が一番大きな原因になっているんじゃないかと思うわけです。単に予算書を見せられるだけではなくて、その流れの中でその予算がどうあって今後どういうふうになっていくのかとか、位置づけはどうかとか、そういう深い掘り下げがないといつまでもずっとこのまま続いてしまうように思いますので、やはり議員自身ももっとこの問題をしっかりとつかんでいくことが必要じゃないかと思います。

笹木慶之委員　先ほどの条例の条文の追加については、「審査し」という項目が入って、それはそれとしてしっかり理解いたしました。先ほどあったように、形式論ではなくて内容的な取組が不十分でないかという気持ちはやはり全体的にあるんじゃないかなと思います。したがって、そういったことをしっかりかみしめて対応していくべきだろうと。ただ、文言としての表現はなかなか難しい問題がありますので、やっぱり実践論ということで対応すべきじゃないかなと思います。

宮本政志委員長　皆さんの御意見をお聞きすると、第6条の検証の方向性としては、冒頭に大井委員が言われたように、不十分だと受け止められますね。第6条についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、続きまして第7条です。こちらの検証について、御意見等はございますか。

大井淳一郎委員　この条文については、議決事件の追加ということで、現在では基本計画の策定を4年に1回やっております。基本構想は12年に1回になるかと思います。これについては引き続きやっていただければいいと思っており、ある程度達成されていると思います。ある程度といったのは、これはあくまでも提案になるんですけれども、議決事件の追加として、例えば、重要なマスタープランの策定などが10年に1回ぐらいありまして、都市計画マスタープランとか福祉計画とか、こういった

ものを行政は逐次つくっていて、パブリックコメントを出す前などに所管の委員会に報告があるんです。しかし、それに対して基本的に議会は意見を言う場がないんですよ。こういったものを全て議決案件にすべきだとは思いませんが、ある程度重要なものについては積極的に追加していくべきではないかと思っております。それをすれば、より一層議会としての意思も示せます。将来の重要な計画ですから、こういったことも将来的には考えていくべきではないかと思います。

山田伸幸議員 この条文はやっぱり議会の持つ監視機能の強化としてもっと広く捉えて、それを議決の中に組み入れようということで作られたわけです。今、大井委員が言われたマスタープランというのは、見逃される場合も多いんですけど、市のこれからの基本的なありようを、各種の方向性を定めていくものです。骨格は基本計画や基本構想ですけど、その具体的な表れとして出てくるものですので、今後の検討として含めていくことも必要ではないのか。それだけではなくて、まだほかにもあるんじゃないかなと思うんですけど、現在は追加しているという評価です。

伊場勇委員 この第7条については、私もある程度は達成と。基本構想と基本計画の二つを追加していますが、そのほか「これも議決事件に追加したらいいのではないか」という議論がまだ成熟していない、議論していないので、その点を踏まえてある程度達成と思います。条文には「積極的に」と書いているので、これからしっかりそれぞれの委員会等々で積極的に議論していくべきだと思います。

笹木慶之委員 先ほど来あったような議会の議決にすべき事件についてという取扱いについては、現状においてもある程度そういう方向性が示されていると理解しておりますので、今後の状態をしっかりと受け止めながら、新たな問題としてそういった方向性についても取り組んでもらいたいなと思っております。

宮本政志委員長 達成度についてはどうですか。

笹木慶之委員 何ですか。

宮本政志委員長 第7条について、大井委員、伊場委員、山田議員の意見としては、ある程度達成と受け止めました。至誠一心会としては、第7条はもう達成している、あるいは不十分である、あるいはある程度達成しているという辺はどうですか。

笹木慶之委員 現状では、一応方向性は示された中で達成しつつあると思っています。

宮本政志委員長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。それでは次に行きましょう。第8条について御意見はございますか。

伊場勇委員 第8条については達成されていると思います。ただ、資料の公開の仕方については、ユーチューブ配信や本会議場での中継等々がある中で、こちらはサービスで行っている部分もございますが、それを見ている方に対してもっと見やすいやり方もあると思います。もちろんネット上で全て公開はしているんですが、やり方についてはさらなる検討や対応が必要になる項目でもあると思っています。

宮本政志委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ございませんか。ないようですので、続いて第9条です。第9条の「（政策討論会の開催）」について御意見はございますか。

山田伸幸議員 これは今一番できていないところですよね。以前は各会派から「こういうのをやろう」という提案もあったんですけど、最近はどう低

調ですね。やりたいこともあるんですけど、なかなか実現にこぎ着けることができていない。これはやはり必要なことで、今後のまちづくりの在り方を提案するということでもありますから、これをさらに強めて皆が真面目に取り組めるようにしなくてはいけないという反省の意味を込めて、これは残念ながら行われていないということですね。

宮本政志委員長　そうすると、山田議員の評価は、達成していないということですね。

吉永美子議員　今、言われたとおりですね。ただ、どのように政策討論会を開催していけばいいのかというところは、やはり他の議会の状況や先進地の調査をしながら、どのようにしたらよいのかと。政策討論会をやっていないという発言は以前からずっとあったわけですから、今後具体的に進めるところも考えていかないといけない。ですので、検証としてはほとんどできていないというところですよ。

宮本政志委員長　第9条に関してはなかなか厳しい御意見が出ておりますが、そのほかはいかがですか。

伊場勇委員　この条文に対しての対応は不十分であると思います。政策討論会の実施要綱もしっかり定めているんですが、実際に全議員で政策討論会をしたときには意見表明だけにとどまってしまって、なかなか討論になりにくい仕組みになっていますので、見直す必要があると思います。例えば、委員会からの発議でもっと小さな単位で政策討論会を実施できるようにし、また、各議員の政策討論会に対する意識の強化も併せて必要かなと思います。

大井淳一郎委員　今、政策討論会の中身についての話が出ました。私は以前に行ったときに所属していましたので、意見を述べさせていただきます。過去、議員定数とか給食センターとかの政策討論会では、議員が全員集

まって丁々発止で意見を言い合って、なかなかまとまらず、お互いが白熱してうまくいかなかったところがあります。平成26年に人口減少を題材にしたときは、各会派の代表者が出てきて、無所属議員とともに意見交換しました。伊場委員が言われたように、意見表明に終わっていたところもありました。前みたいに議員全員でやるとまた錯綜しますので、政策討論会をまず積極的に行うという課題と、行うとして中身が充実したものになるためにはどうしたらいいか、本当に議員全員で行わなければいけないのかということも含めて考えていかななくてはいけないと思います。ですので、達成度としてはまだ不十分だと思います。

宮本政志委員長　今、山田議員、吉永議員、伊場委員、大井委員はそれぞれ不十分という検証結果の説明をされました。第9条はなかなか厳しいですね。笹木委員、至誠一心会はどうですか。

笹木慶之委員　政策討論会の開催については、十分であるとは理解しておりますが、なかなか現実的な問題として、私自身も何か関係をしてまだ携わったことがないですからね。だから、しっかり受け止めながら検討してみたいと思っています。

宮本政志委員長　分かりました。第9条については、ほかによろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですね。それでは次、第10条について御意見等はございますか。

山田伸幸議員　現在、決算審査等の中で事業評価をやって、それをまとめたものを執行部に出すということをやっているんですけど、これが本当に市政に対して影響を与えるような内容となっているのかを検証しないといけないと思います。議会側の事業評価シートのまとめがどれぐらい反映されているかという検証が必要じゃないかと思います。

宮本政志委員長　達成度からいったらどうですか。

山田伸幸議員　今言ったように、ただ提出しただけでは意味がないので、それがどれぐらい実行に移されているか、例えば、議会は要改善と言っているのに改善がなくそのままやられていてはいけないので、その辺の検証が必要かと思います。

大井淳一郎委員　現在、ツールとしては、抽出した事業に対して評価していくということで、これは他の議会にはないところであります。それで、議会の評価を出して、９月定例会の最終日にまとめたものを提出しています。だから、ツールとしてはしっかりできていると思います。ただし、山田議員が言われたように、提出後の検証の現状を申しますと、次年度の予算が出たときの項目の中に、議会の評価、例えば、附帯決議等をこのように反映しましたという項目はあります。しかし、議会として９月のときに出した評価が３月でちゃんと生かされているかということを改めて検証していませんので、そういったところも今後は設けていく必要があるのではないかと思います。そのことによって第１０条が生きてくると思っております。したがって、今回の第１０条の評価としては、ある程度達成と思っております。

伊場勇委員　私もある程度達成と思うんです。この決算審査の事業評価について、事業は物すごい数があって、もちろん一般会計予算決算常任委員会では分科会に分かれて審査しているんですが、全てを見きれているかというとなかなか難しいところがあります。大事なところはもっともっとピックアップするべきかと思いますし、決算審査に当たってその評価というものをもう少し考えるべきだと。今は評価シートがあり、いろいろ熟議されて今の形になっていますけども、本当に３月の当初予算に反映できるような仕組みになっているのかと思いますし、もっと附帯決議についても精査して取り組むべきかと思いますので、ある程度は達成していると感じています。

笹木慶之委員 行政運営の検証についてはなかなか難しい面があります。この中でも少し表現されておりますが、ただ単純に数値化すればいいのか、やはり主観的な問題で捉えるようなときもあるし、物によれば内容ではなくて回数だけで取り上げるときもあります。評価は審査の後ですが、それにこだわらず本当の内容を審査しなくてはならないというものも 있습니다。現実的な問題として見たときに、やはり本当に効果的、効率的にできているのかというようなことを的確につかめるような議会の仕組みを強化していくべきだと。それぞれがその立場で考えていかないといけないという問題になりますので、そういった考え方に立った取組をしっかりとやるべきと思っております。私たちの会派とすれば、そのような考え方に至っています。

宮本政志委員長 そうすると、ある程度達成という感じですか。

笹木慶之委員 例えば、何々を開催したからという、開催した回数だけを言っ
て中身を尋ねていないこともあります。だから、やはり中に入ってそれ
を確認しながら評価しなくてはいけないと思っております。そういう感
じです。

山田伸幸議員 昨日、議会カフェで市民の方からいろいろな声が寄せられたと
きに、私たちの審査が適切だったかと思ひ至ることが随分ありました。
単に評価シートだけで、あるいは評価していない事業もいろいろあるわ
けで、その辺で市民目線に立った、市民生活や市民からの要求などに関
連した議案審査が必要だったなとつくづく感じたんです。そういった面
でいうと、評価もそこだけにとどまらず、市民の関心の高いものについ
てはもっと力を入れてやっていかないといけない。その辺がまだ欠けて
いたなと感じました。

吉永美子議員 事業評価シートに基づいて全ての事業を審査するのは物理的に
不可能ですから、やはり委員会の中でこれについては出してもらおうと

いうことで、事業ごとにということになっています。以前にはないやり方ができていて、この行政運営の検証については、１００％とは思っておりませんが、結構頑張っていると思っております。

宮本政志委員長　そうすると、ある程度達成という御意見が多いですね。そのほか、第１０条について何か御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、続いて第３章に入ります。第１１条について御意見等はございますか。

吉永美子議員　一般質問をしていく中では、ここにありますように、「市長の所信の表明を求めることのみならず」云々とあって、「政治責任を明確にさせることを目的とするものにしなければならない。」とうたっているわけです。これは理想であって、現実にはなかなかそこに至っていないことが多いと思っております。この一般質問というのは、市長の考え方をただす場であるということを議員が強く意識しなければならないと。第１条にうたっていることを意識しなければならないと思っております。そして、次の「一般質問における論点と回答は、これを公開します。」については、これはもう出しておりますので、できていると思っております。中には出さない方もおられましたが、出されたものは公開しておりますので、できていると思います。ですので、第３項を除く部分については、一般質問の在り方をうたってはああるけれど、それに則した一般質問になっていないことが多いことを反省しなければならないと思います。

大井淳一郎委員　自分自身の反省を含めて、第１１条第２項については、残念ながら議員によってそれぞれ考え方が違うところもあるし、違っているいいところもあるんですけども、もう少し議員それぞれが一般質問の意義をしっかりと認識しないといけません。ここに書かれてあるようなものが十分達成できているとは言えないところがありますので、この条文についてはまだまだ不十分だと思っております。

伊場勇委員 例えば、市民にも分かりやすい内容にする必要があるという観点から、通告書の仕様を少し変えてみました。大井委員がおっしゃるように、その議員の考え方等々にもよるんでしょうけれども、足並みがそろっていないのが現状だと思っています。簡潔に述べて、簡潔に返ってきて、結局、何がゴールなのかということを明確にすることで目的が達成できると思っています。現状を見ると、さらに合理的に考える必要があるのかなと考えます。なので、この条文に対しては、達成度はまだ不十分であると。

笹木慶之委員 第11条につきまして、私たちはこのことについては、取りあえずそれ以上の発言を求めません。

宮本政志委員長 それ以上の発言じゃなくて、至誠一心会としての検証の結果はどうですか。

笹木慶之委員 そういうことで、一般質問につきましては、会派とすれば特段の問題はございません。

宮本政志委員長 一般質問の中身に問題あるか、ないかじゃなくて、第11条の検証はどうですか。

笹木慶之委員 条文については、私たちとしては特段の問題はありませんと言っているわけです。

山田伸幸議員 ここは今、議長の提案によって様々な改変が進んでいるんですけど、基本的にはこの第2項のことを議員それぞれがもっと深くつかむ必要があるのではないかなと思います。ここがきちんとしていないと、市民もなかなか関心を寄せることにならないんですね。非常に狭いことを聞いてもしようがないし、やはり市長と議会がきちんと物を言う、そ

して答える場でないといけないんですけど、それはなかなか達成できていない。それはなぜかという、やはり議員自身も市長の政治姿勢をたずねることを目的に組み入れていないんじゃないかと思います。ですから、これは必要だけれど、達成できていないと思います。

宮本政志委員長　なかなか厳しい意見が続きますね。そのほかはございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次に行きましょう。第12条について御意見ございますか。

大井淳一郎委員　この条文は反問ということです。これは議会基本条例制定特別委員会の中で、反問権の意味や範囲について議論していらっしゃいます。その中では、やはりあくまでも反論ではなくて反問だと。反問の範囲は、質問の趣旨とか内容とかで曖昧な点を執行部が議員にそれを問うということで確定しているし、現状はそれでよろしいと思います。反問権の扱いですけども、正確なことを言うと、反問権を主張するときには、例えば本会議場だったら、市長が手を挙げて議長に「反問権を行使します」と言って、議長がそれを認めて、反問の後に議員に対して市長の反問についてどうかを聞く形でやるんですよ。最近まで話題になっていた安芸高田市のユーチューブをよく見ていたのですが、結構反問権の行使が多いんですよ。その内容は置いておいて、あれが手続上本当の反問権の行使です。ただ、これを本当に本市議会でいちいちやるのかどうかというところもあります。委員会で言えば委員長に反問権を行使します。手続にも時間もそれだけ使うので、丁寧にやるならそこまでやらないといけないんですけども、それがどうかは微妙だと思っております。この条文につきましては、今言ったような手続を踏んだ反問権の行使場面がありませんので、前回は評価なしだったんですけども、今回も評価できない状況かなと思っております。達成とか達成できてないとかという話ではないです。ただ、そういった手続を抜きにすれば、ある程度達成できているんじゃないかと思います。積極的に執行部から「これについてはどうですか」と聞く場面がありますので、その意味では達成できてい

るのではないかと思います。

宮本政志委員長 確かに現状はそうですね。そのほかはございますか。

山田伸幸議員 本市の市長の場合は、安芸高田市のように積極的に議員の疑義をただそうというお考えがなかなか見受けられませんので、ここが期待したほど活発にはなっていないのが現状だと思います。やはり議会の議員が及び腰というのも少しあるのではないだろうか。その点でいま一度、議会自身もこの反問権についてきちんとして、もしできるのであれば、本会議場の一般質問の場で市長と議員が重要政策について意見を交わし合う、そういう反問権であれば、私は多くの市民にとっても関心の高まる議会になっていくんじゃないかなと思います。

宮本政志委員長 今は検証です。さっき大井委員が言われたように、改選後、実際に行使された場面はなかったですね。

伊場勇委員 この反問権については、執行部側にもしっかり周知しなければいけないと思います。私は常任委員長の職を預かっていて、実際に逆質問されたことがあって、この反問権を使わずに進行してしまったところはすごく反省しているんです。執行サイドに反問権を使う権利があって、議会がそれを認めて、これは議論が白熱したときに場を整理する一つの方法でもあると思うんです。執行部が声を荒げて質問してくることは無いと思いますけど、それを議会運営上抑制する、一呼吸置くという意味も反問権にはあるのかなと感じました。その辺についても、執行部サイドにもいろいろ話しながら、周知しながら、議会運営上反問権がちゃんと確保されているっていう部分を今後周知して、議員もそれを理解して議会運営に当たっていくことが必要だと思っています。この検証については、そういった正しい知識を周知するっていうところで、達成したとか達成していないとかという問題じゃないと思っています。

宮本政志委員長　伊場委員、第１２条に沿った反問権の行使場面はなかったけど、何かちょっと委員会であったような言い方でしたね。

伊場勇委員　所管事務調査で質問されたことがあったんです。そのときに例えば、「反問権を行使されますか」とか、「今のは反問権ですか」とかというふうに運ばよかったですけど、そのまま受け取ってそのまま返しちゃいました。そういうのはまずかったかなと思います。前例をつくって、あのときはどうこうと言われるといけない。委員長として、この反問権をしっかり使わせるべきだった、確認するべきだったかなと思いました。

宮本政志委員長　先ほどの大井委員の御意見と伊場委員の御意見は、若干違うところもありますね。

大井淳一郎委員　先ほど伊場委員が言われたのは、所管事務調査の中で執行部サイドから反論のようなことがあったんです。別に執行部が悪いなどではなくて、「どういった根拠に基づいてそのようなことを言われるんですか」という発言があったんです。これは私たちの市議会が採用している反問権の範囲を出てしまいますね。だから、当時の伊場委員長がこの運用を少しどうされるか保留されたところがあります。先ほど言いましたように、これまでの流れは反論じゃなくて反問であり、あくまでも質疑の趣旨とか論点とかを明らかにするためのものです。なので、先ほどの反論めいたことを委員長が抑えたのは適切だったと思います。前市長のときには反論めいたことがよくありました。市長がお怒りになって、ちょっとカッなるという場面はありました。これは反論みたいなものがありました。だから、私たち議会とすれば、反問権と反論権を区別して、現在の運用上は反問権だけを認める形で進めるほうがいいと。もちろん将来的には変わるかもしれませんが、現時点では反問権の範囲で抑えるべきだと思います。

宮本政志委員長 反問権行使について、伊場委員の先ほどの意見では、第１２条に沿った手続きができていなかったと受け止めたんだけど、反論権は認めていないと。伊場委員長は、総務文教常任委員会で説明員からの反論があったとおっしゃったんですね。

伊場勇委員 受け取り方次第で反論的なところがあったんですが、論点整理のためにそれが必要だと思った部分もあったわけです。なので、反論もあったかと思いますが、反問権としての範疇の中にも入るのかなと。なかなか判断が難しいかと思いますが、そこについて私が反省しているということです。

宮本政志委員長 意味が分かりました。そうすると、これは実際にはあったわけですね。ほかに御意見はございますか。

吉永美子議員 第１１条までは議会や議員のことであって、それに対して議会としてできているか、できていないかの評価でした。第１２条については、執行部に対して反問権があるということを出している条文です。反問権が使われないのは、論点を明らかにする必要があるから行使されていないという認識です。評価は難しいですが、反問権を与えているということで評価します。

宮本政志委員長 そのほかはございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ここで暫時休憩します。

午後２時１３分 休憩

午後２時２５分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。続きまして、第１３条についてです。御意見はございますか。

山田伸幸議員 基本的にはこの疑義を解明するために行っているように思いますが、時々、総括大綱的なものではなくて、委員会で聞くべきものまで踏み込んでいるものが見受けられますが、基本的には行われていると。ただし、これは非常に少ないと思っております。

宮本政志委員長 ということは、ある程度達成ということによろしいんですか。

山田伸幸議員 非常に物足りない。

宮本政志委員 物足りないじゃあ分からないし、困ります。

伊場勇委員 数字の確認等で終わると総括大綱的ではないですし、大枠の疑義を解明するべきものだと思いますので、まだ不十分だと感じます。

宮本政志委員長 ほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、第14条です。御意見はございますか。

伊場勇委員 委員長報告については、皆さんしっかりチェックして質疑がある状況ですので、ある程度達成できているものと考えています。

大井淳一郎委員 第2項、第3項は特異な例なので置いておいて、第1項についてはある程度達成されていると思います。委員長に対して疑義をただすということで、基本的には委員長報告概要に対して質疑をするんですが、時々、委員長報告概要に載っていないことを質疑する場合があります。これは悪いかというと、そうではないとも言えるので、議会運営委員会の中で一度これを整理したいんですが、皆さんはどう思われますか。つまり委員長報告概要に載っていないことを質疑することについてです。山田議員に対して言っているわけではなく、例えです。

山田伸幸議員 委員長に対して疑義をただすということで、さっきの問題にも関わるんですけど、本会議で質疑されたことが委員会できちんと検証されていたかどうかにつながってくる問題なんです。だから、本会議の中で疑義をただしているのに、それが深められていなかったり、最初からまるっきり議論にもなっていなかったりする場合には、委員長報告概要以外のことについて質疑せざるを得ないということがあります。ですから、一般的には概要まで出ているんですけど、まあ達成かなという感じでしょうか。

宮本政志委員長 今は第14条の検証をしていますから、この検証結果をもって、今の大井委員の意見に関してはこの後の改正に入るときに議論に入っていくでしょうか。検証についての御意見はございますか。

高松秀樹議長 今、検証をされているんですが、例えば、大井委員が第14条第2項、第3項についてはいいという話をしたじゃないですか。第14条をまとめて検証するんですか。それとも、第1項、第2項、第3項に分けて、達成できた、達成できていない、検証の必要はないなどに分けるんですか。前の条文でもあったんですけど、この議会運営委員会の中で、今はどういう取決めになっているんですか。

宮本政志委員長 取決めは別段なかったと思います。第14条全体です。

高松秀樹議長 だから、第14条全体で検証すると、第2項と第3項については、今、大井委員の言われたとおりだと思うんです。これはこれでいいと。でも、まとめてやると、質疑について意見があったから達成できていないとなるんですよ。そのときに全体が達成できていないとなるのは乱暴過ぎないかと思います。できていることはできていると分けたほうがいいんじゃないかと思います。

宮本政志委員長 そうですね。第2項、第3項は問題ないと言いながら第14

条そのものが不十分となると、第2項、第3項も含めて不十分ということとで矛盾するということですね。

大井淳一郎委員 第2項、第3項は、正確に言うと実例がないと考えております。あっても一つぐらいだと思います。ですから、第2項、第3項については、実例なしということを加えた上で第1項について検証すべきと思っています。だから、第14条第1項についてはある程度達成とか不十分とか、第2項、第3項については実例なしという検証結果でよろしいんじゃないかと思っています。議長がおっしゃったのは、そういう意味かなと思います。

宮本政志委員長 今は第14条でしたね。一般質問のときにも第2項、第3項があったけど、このときは検証結果に矛盾はなかったですね。第14条で議長が御指摘のことが生じたと。分かりました。そうすると、第14条に関しては、先ほど大井委員から御意見がございましたけど、これを踏まえて御意見をお聞きしましょう。第2項、第3項については少し分けます。何か御意見はございますか。

山田伸幸議員 第2項と第3項はさっき大井議員が言われていたとおりだと思うんですけど、第1項は委員長報告そのものの内容がもっと詳しく書かれるべきではないかな。そういった意味でいうと、もう少し検討が必要かなことがあります。

大井淳一郎委員 では、少し戻りましょう。第11条について、先ほど議長が言ったこと、分けたほうがいいんじゃないかというところがありました。第11条第1項、第2項についてはまだ不十分だと思います。第3項については達成できていると思います。そういう言い方にすればいいと思います。

宮本政志委員長 第11条は第3項の論点の回答について、吉永議員がこれは

達成していると思うと言われました。第１項と第２項に関しては不十分だという御意見でこれはほぼ統一でしたね。第２項はどうだったか。

大井淳一郎委員 私が言い間違えました。今、第１項が不十分と言ったら不適切かもしれません。第２項が不十分、第３項は達成できているとしか言いようがないですね。

宮本政志委員長 第３項に関しては達成できていると吉永議員が言われましたね。そうすると、議長の御指摘がありましたので、第１５条に入る前に、第１４条については皆さんよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうすると、第１５条に入る前に……（発言する者あり）分かりました。それでは、第１３条までに関してはこれまでの議論を精査して、評価が分かれる意見が出ていたら、改正のときにまた改めて皆さんに御提示させていただきます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第１５条について何かございますか。

山田伸幸議員 これは本当なら先ほどの第１４条の前に来るべきなのかなと思うんです。中身そのものは、判断材料と必要な情報提供となっているんですけど、その辺がまだまだ不十分だと感じるが多々あります。第２項については、これは配付しておりますので問題ないと思います。

宮本政志委員長 第２項は後で行きます。先に第１項に行きましょう。

伊場勇委員 今、第１項で山田議員がおっしゃったことについて、もうちょっと具体例などを出してもらえたら分かりやすいです。

山田伸幸議員 私は、議案提案時に質疑をすることがよくあります。しかし、委員長報告の中でそのことに全く触れられていないことが多々あります。本会議場で質疑した内容をあまりにも丁寧に扱っていないということがありますので、そのことを言っております。だから不十分だと言いまし

た。

大井淳一郎委員 これは価値観の問題だと思うんです。山田議員が本会議で質疑されて、本会議でも答弁がありますね。それを見て、山田議員は十分でないと思ったが、ほかの議員は十分だと思ったから委員会の中で質疑が出なかったとすると、「なぜあのときの本会議の質問がないんだ」と山田議員は言うと思うんです。これは価値観の問題ですよ。だから、委員長とすれば、合理的な判断の下で本会議のやり取りを見て、不十分だと思えば委員に委ねる、そうでなかったら委員長が質問するという形で本会議の質疑をカバーしていくしかないと思っています。内容については達成できていると思っております。不十分だという議員もいらっしゃると思いますが、現委員長を見る限りではきちんとされていると思います。

山田伸幸議員 価値観で済ませてほしくないんですよ。やはり重要な問題もありますし、それが委員会で全く取り上げられないのはどうなんだろうかと考えることがよくあります。だから、わざわざ報告にないことを質問せざるを得ないときが出てくるんです。「こういう質問をしたんだけど、委員会では取り上げてくれたんですか」と当然聞きますよね。ですから、それについては満足できる回答がなかなかないということを今までの私の経験から言っております。

大井淳一郎委員 私も委員長をしていた頃があるので分かりますが、山田議員をはじめいろいろな方が本会議で質疑されて、そこでの答弁を見て、事実や数字の確認であればそこで完結していると判断します。しかし、そこで出されたのが本当にその議案に対する重要な問題提起であれば、当然委員会の中でも質疑が出てくると思います。そういったものは委員長報告概要でできています。それが山田議員をはじめ本会議で質疑された人からすれば、まだ十分ではないと思われるのは仕方がないことだと思っています。

吉永美子議員 委員長報告については、やはりそれぞれの委員会の委員長が苦
労されて、論点を明らかにするために限られたスペースの中でまとめて
おられると思いますので、ある程度できていると思います。ただ、言葉
の中で「詳細に」というのはどこまでをもって詳細になるのかと。「要
領よく」というのは分かるんですけども、詳細でなければならないとな
ると、今の報告からさらにもっと細かいところまでの報告を求めるのか
どうかというところです。私は、「詳細に」と言われると、詳細ではな
い部分もある程度あるかなと感じています。ただ、全体的なことという
と第1項はある程度達成していると思います。

山田伸幸議員 委員長が苦勞してつくっていると言われるんですけど、以前は
あんなに短くなかったんですよ。もっと丁寧に、しかも議員とこういう
やり取りがあったということまで含めてかなり詳細に報告されていて、
10分以内で終わるということとはあり得なかったですね。長いときには
40分くらい委員長がずっと報告することもあったわけで、それはやは
り重要な案件、特に予算などのときには丁寧な報告が必要だろうと。残
念ながら、そこがあまりにも簡略化されているように思います。ここ
に審査状況を明確にしていくことが求められているわけですから、判断
材料として必要なほど情報を提供しているかということで、私は先ほ
どから言っているということです。

宮本政志委員長 山田議員は、判断材料として必要な情報が十分提供されて
いないから達成しているとは言いにくいとおっしゃっていますね。

伊場勇委員 第1項については、ある程度達成していると思います。今の状況
についての御意見はいろいろあると思いますが、私はそう感じてい
ます。

大井淳一郎委員 昔のことで記憶にあるのは、「何々という質問に対して何々

という答弁をした」という報告の仕方です。これを全部挙げている人もいたので、山田議員が言われるように、30分とか40分とか長かった。ほかの議会を見ると、そういう議会が結構あります。ただ、本市議会は、そういった形式ではなくて、概要型にしてコンパクトに——コンパクトという表現をするとまた反論が来るかもしれませんが、要領よくやられているという流れで来ております。当時はネット中継などありませんでしたし議事録を起こすのも大変でした。テープでしたから。今、私たちはネット中継が見られますので、判断材料とすれば——確かに委員長報告概要では十分でないという意見もあるかもしれませんが、やはり重要な議案に対しては、特に本会議で質疑するぐらいですから、議員側もしっかりユーチューブを見ていただいて判断していただく必要があるかなと思います。ですから、委員長側もなるべくリクエストに応えるように努力すべきだし、議員側もユーチューブなどをつぶさに見て、しっかりこの議案に対して責任持って判断するということも必要ではないかと思っております。

山田伸幸議員　私がさっきから言っているのは、本会議で質疑したことさえ取り上げてもらえないと。自分としては重要な案件だから、たった3問しかできない中でやっているわけです。ですから、当然委員会にも取り上げてもらえるだろうと思っても、それを取り上げもしないということが多々見受けられるので、そのことについて力を込めて言っているわけです。だから、本当にこれが判断材料として必要な情報を提供するために審査状況を市民に知らせるための委員長報告になっているのかどうかということですね。ユーチューブを見ればよいというのは乱暴な言い方で、ネット環境のない市民の方も大勢いらっしゃいますので、それがあっていいじゃないかという議論はちょっと間違いではないかなと思います。

大井淳一郎委員　冒頭のところ、委員長がしっかり努力するということは、私も委員長をしていたので真摯に受け止めます。後段については、市民に対して言ったわけではなくて、議員のことです。一般市民に対して言っ

ているわけではないことを付言しておきます。

宮本政志委員長 そのほかに何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第２項について御意見はございますか。

伊場勇委員 議場に配付しているという内容なので、第２項については達成していると思います。

宮本政志委員長 そのほかは何かございますか。第１５条はよろしいですか。

山田伸幸議員 委員長報告概要で完結しているというところに不十分さを感じております。

宮本政志委員長 そうですね。ありがとうございました。第１５条については、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第１６条に入りましょう。第１６条についての御意見をどうぞ。

大井淳一郎委員 これについては達成できていると思っております。よく出てくるのが、賛否が分かれた議案しか出てこないから、市民から見れば反対ばかりしているんじゃないかと思われると。ただ、これについては全部載せているものをＱＲコードで貼っていると。そう言うと、また見られない環境の市民はどうなのかというところもありますけれども、現時点では議会だよりについては紙面に限りがありますので、賛否の分かれたところのみの掲載になると思います。それが現状だと思います。取りあえず達成しているということで、以上といたします。

山田伸幸議員 原則公開をしているんですけど、今、大井委員が言われた議会だよりでの表現の仕方ですね。全何議案中、賛否の分かれた議案は何議案であり、それについて載せるという形であれば、少しでも分かっていただけのではないかと思います。私なんか「反対ばかりしている」と

露骨に言われますので。実は違うんです。賛成のほうが圧倒的に多いんです。

宮本政志委員長 山田議員、ある程度達成ということですか。

山田伸幸議員 だから、もう議会だよりの表現だけです。

伊場勇委員 私もこの条文については達成していると思います。ただ、賛否をそもそも公開する必要があるかという問題点については疑問があるんです。そこはちょっと置いておいて、この条文についてはよろしいかなと思います。

大井淳一郎委員 私が少し言いかけたのは、「賛否の公開」の条文をもっと進める意味で、先進地では「賛否の理由の公開」をしているところがあります。ですから、特に意見が分かれた重要な議案については、賛否の理由も聞いてそれを公開するところもありますので、これは今後の課題として考えていただければと思います。

宮本政志委員長 そこはまた改正のときに必要であれば議論に入っていきます。そのほかはございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局、何かありますか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）今、第3章が終わりしました。第4章からは次回から取り扱いたいと思いますけど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですね。今日のこの検証全般についても御意見はございませんか。（なし）と呼ぶ者あり）よろしいですね。それでは付議事項1点目、議会基本条例の検証については終わりました、ここで暫時休憩します。

午後2時52分 休憩

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。続きまして、付議事項 2 点目の議会運営に関する陳情書についてです。事務局から何かありますか。

岡田議会事務局議事係長 本件陳情に関しましては、樋口晋也様から、まず令和 6 年 8 月 16 日に陳情書が提出されまして、その後同月 23 日に説明書が提出されました。その際にこれらは一体のものとして取り扱っていただきたいということ、そして、必要なことはこちらに記載済みなので参考人として御出席される御意向はないということを伺っております。

宮本政志委員長 今、事務局から説明がありました。この陳情に関しての参考人招致はなしということですね。こちらは各会派に持ち帰っていただいて、次回、しっかりと議論していこうと思っております。御意見はございますか。それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）みらい 21、至誠一心会はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、次回にこちらの陳情書を取り扱いたいと思います。それでは、付議事項の 3 点目に入ります。公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の契約に関する要望書についてですね。事務局から説明がありますか。

岡田議会事務局議事係長 それでは、こちらの経緯を御説明します。本件に関しましては、令和 6 年 10 月 31 日付で総務文教常任委員会の伊場勇委員長から議長に対して、要望書の取り計らいをお願いする文書が提出されました。議長におかれましては、これをお受けになられ、本日、議会運営委員会に諮問するということでしたので、付議事項となっております。

宮本政志委員長 これは山口東京理科大学のことなので、議会が越権するとよろしくないんですけど、その辺りは大丈夫でしたね。

岡田議会事務局議事係長　こちらに関しましては、総務文教常任委員会で既に審査済みのものが提出されております。議会運営委員会におかれましては、議会として提出することが適切かどうかという観点から御審査いただけたらと思います。法的な問題があるかどうかというにつきましては、要望書の内容は、山口東京理科大学に対する要望であり、何かを強制させるような内容ではございません。法的に何か問題があるとは考えておりません。

宮本政志委員長　今、岡田係長から事務局の見解をお聞きしました。それも踏まえて、総務文教常任委員会の伊場委員長が委員としていらっしゃるので、要望書について少し内容を説明してもらえますか。

伊場勇委員　この山口東京理科大学に対する要望書については、昨年の１０月１０日付で似たようなものを出しております。大学が行う契約について、市内業者の受注機会の確保及び育成のために市内業者への優先発注を推進し、市内業者に自主的な努力を促して公正な競争が行われるよう配慮していただきたいという趣旨でございます。山口東京理科大学からどのような現状なのか資料を出していただいたところ、市内業者に受注機会を与える余地が依然として存在することが分かりましたので、昨年同様に要望書を出すべきだと委員会で結論づけたところです。昨年は、議長から大学の理事長にこの要望書をお渡ししていただきましたので、そのような取り計らいをこのたびもお願いするというものでございます。

宮本政志委員長　これは総務文教常任委員会からだから、大井委員と笹木委員はそもそも賛成された上でこちらに出ておりますね。そうすると、副委員長、先ほど事務局から説明があったとおり、形式や内容は整っていて、越権もしませんよということを踏まえて、提出に関して特段の異議はございませんね。

中岡英二副委員長　今、総務文教常任委員長の説明を聞きまして、同意します。

宮本政志委員長　それでは、異議がないということですので、こちらは提出するということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局、この３点目については、別段付け加えることはないですね。（うなづく者あり）それでは、付議事項３点目を終わりたいと思います。続きまして４点目のその他に入ります。委員のほうから何かその他ございますか。

伊場勇委員　ＳＮＳで発信する内容についての問題提起をさせていただきます。先日、広聴特別委員会の全委員が集まった非公式の場での内容を、当該非公式の場に出席した白井議員がＸに投稿しておりました。今までこのようなことはなかったので、このことについて問題提起させていただきます。Ｘの内容は、非公式の場、俗に協議会とも申しますが、「議会が市民に対していかに向き合うべきかという話が非公式の場で行ったということと、また市民に公開されない場でこそこういった議論が持ち上がるのは非常に残念」という投稿でございました。それについて、その非公式の場は、本市議会では議会運営の一環で委員会運営が円滑に行われるためにその前段で行われていると理解しています。その非公式の場のことをＳＮＳで発信すれば、非公式にしている意味がないとも捉えられます。ついでに、本市議会の運営に支障を来すおそれもありますし、御覧になった市民に不安を与えかねない行動についてはいかがなものかと考えています。

宮本政志委員長　今の伊場委員の意見に対して、ほかの委員の方、御意見等はどうございますか。

大井淳一郎委員　これは白井議員に限らず、ＳＮＳは各議員がやっているところでございます。私もやっています。何が言いたいかというと、一方で表現の自由があります。ですので、議員が自分はどういう信条を持ってこういう議案に対してこういうふうに向き合ったとか、この政策に対し

てこう思うとか、そういったことについては規制することはできないと
思っております。しかし、今、伊場委員が言われるのは、恐らく非公式
の場のことを拡散力の高いX、旧ツイッターで投稿されていることを問
題視されていると思います。本人の政治信条ではなくて、不適切な場面、
公開すべきでない場面のことをXに書くということは、やはり少し問題
視すべきではないかと思っております。話を聞く限りでは以上です。私
も内容を見てないので、これ以上は言えません。

伊場勇委員 非公式の場は信義則にのっとって設けている中で、その内容が外
部に漏れたら信義則に反する部分もございます。この対応については、
議長から注意をしていただきたいと思いますし、同じ会派に属されてい
る方のことですので、笹木代表にもぜひ注意喚起をしていただけたらな
と思っております。

笹木慶之委員 先ほど御指摘があった件ですが、やはり公式、非公式という問
題の判断はやっぱりゆゆしき問題も中にありますので、それについては
手続をしっかりとやって、落ち度のないようなことも判断してもらいたい。
本人は事実を踏まえて、しっかり反省しながら是正をしてほしいと思い
ます。会派とすれば、私のほうからお断りして申し上げておきます。よ
ろしくお願いします。

宮本政志委員長 笹木委員、白井議員はこの問題点について、問題があったと
いうことを本人は気づいているようなことはないんですか。あるいは、
会派のほうでは初めて伊場委員の意見を聞かれて、まだそういったお話
は会派から出てないんですかね。

笹木慶之委員 私からは一応のことについては、内容的に言うておきました。
そのことについて、そういうふうなことは聞いているよということと、
私自身は実はそれそのものを見ていなかったから分からなかったけど、
こういうのが出ているのはどうなのかということは一応言っています。

その後の問題については、まだまだそこまで行っておりませんので、ひとつ御了解いただきたいと思います。細かいことについてはまだ分かってないですからね。

宮本政志委員長　今、伊場委員から議長の注意を求めるという言葉が出たんですけど、その辺りは笹木委員、至誠一心会として——例えば非公式の場についてということと、それともう一つ、内容のこともさっき読み上げられたよね。伊場委員が先ほど読まれたことを聞いて、僕の勘違いかもしれないですけど、「うちの市議会是非公式の場で非常に議論が多くて公開の場で議論がされてない。だから残念だ」っていうふうに僕は受け止めたんですけど、そういう意味合いのものだったんですか。

伊場勇委員　これは受け取り方だと思うんですよ。そうやって受け取られると議会としてとてもマイナスなことになりますので、そういったことが思われないようなSNSの活用の仕方をしてほしいと思います。そのほかにSNSの有意義な使い方はあると思うんです。ただ、一步間違えると議会運営に支障を来したり、市民が不安に思ってしまったたりということがあるという、今はそういう時代でもありますから、慎重なSNSの使い方、情報発信の仕方が必要だと思います。

宮本政志委員長　非公式、非公開の場のことをそういうふうにX等で上げていくっていうことは、これは見ようと思えば全世界の人が見られるわけですし、信義則の問題は大きな問題でもあるでしょうし、あとは非公式や非公開といった場がどういったものなのか理解していないという懸念も生じてきますので、その辺りを伊場委員としたら創政会として、笹木委員には至誠一心会でしっかり理解させてくれっていうことをおっしゃっているんですよ。そして、議長からの注意という言葉が伊場委員から出ましたので、これについて笹木委員なり大井委員なり、御意見はありますか。

笹木慶之委員 伊場委員からそういうような指摘があったので、その方向性についてはやはり真摯に受け止めて、すべき対応をしたいと思います。

宮本政志委員長 よろしいですか。議長の注意ということは別によろしいってことですね。（発言する者あり）今、そのように言われたんですか。

笹木慶之委員 先ほど話にあったことがそういうことなのでね。だから、まず非公式の問題、それから手続の問題、おろそかにした問題があるかもしれないので、それらはしっかり反省させながらやります。しかし、それについて、当然それが議長につながるものであれば、もちろん謝ってもらわないといけないというか、手続を取ってもらわないといけないとなりますけども、それは一連のものになっていますから確認して処理したいと思います。

宮本政志委員長 分かりました。大井議員、御意見はございますか。

大井淳一郎委員 これは所属する会派の笹木代表の言われたこともありますし、議長の注意などもありますので、取り計らいについてはもうお任せしようと思っております。

宮本政志委員長 分かりました。それでは今、創政会の伊場委員からの御意見に関しては、至誠一心会の笹木委員も納得していらっしゃったので、議長からの注意ということで、議会運営委員会としてはそちらで方向性を収めたいと思いますけど、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかはございますか、委員の皆さんありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですか。事務局はその他ありませんか。（発言する者あり）議長、今、伊場委員からの白井議員の件について議長からの注意を求めるということに関して、至誠一心会の笹木委員は了解いたしました。大井委員も別段それに対しては異議が出ておりませんので、議会運営委員会としてはそのような形で決定させていただきますというこ

とでまとまりました。（「その前に、皆様、Xの中身は御覧になっていきますね」と呼ぶ者あり）（「読み上げました」と呼ぶ者あり）（「注意するにしても、どの部分がどのように不適切であるということは話されたんですね」と呼ぶ者あり）（「はい」と呼ぶ者あり）（「注意する前に私に教えてください」と呼ぶ者あり）分かりました。事務局からその他何かありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）議長、何かその他ありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは、本日の第36回議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時19分 散会

令和6年（2024年）11月8日

議会運営委員長 宮 本 政 志